

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

日時 令和6年6月19日（水）

午後2時50分

場所 マロウドイン熊谷

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税の納期限等について

(管理運営部門・個人課税部門)

令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書を6月14日(金)に発送いたします。

なお、令和6年6月から定額減税が実施されたことに伴い、第1期分予定納税に係る納期限、口座振替日及び予定納税額の減額申請書提出期限に変更がありますのでご承知おきください。

また、減額申請の承認通知書等は8月中までに随時通知いたします。

	納期限	口座振替日	予定納税額の減額申請書提出期限
第1期分予定納税	令和6年9月30日(月) (現行：7月31日)	令和6年9月30日(月) (現行：7月31日)	令和6年7月31日(水) (現行：7月15日)
(参考) 第2期分予定納税	令和6年12月2日(月)	令和6年12月2日(月)	令和6年11月15日(金)

(2) キャッシュレス納付の推進について（管理運営部門）

別添1「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」

キャッシュレス納付の全国的な普及と利用促進を目的として、令和6年5月30日に、キャッシュレス納付推進宣言式が開催され、関係する23団体により、別添1「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」のとおり、共同宣言が行われました。

なお、キャッシュレス納付推進宣言式が開催されたことに伴い、国税庁ホームページに、「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」やキャッシュレス納付推進に関する動画を掲載しておりますので、関与先に周知していただくとともに、引き続き、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用拡大にご協力をお願いいたします。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「納税・納税証明書手続」→
「キャッシュレス納付推進宣言式の実施について」

(3) 滞納整理事務の集中化の実施について（徴収部門）

別添2「滞納整理事務の集中化の実施について」

税務署における徴収事務の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行っているところですが、令和6事務年度においても、引き続き、別添2「滞納整理事務の集中化の実施について」のとおり実施いたしますので、ご承知おきください。

(4) 相続税申告書第11表の様式改訂について（資産課税部門）

別添3「相続税申告書第11表の様式改訂（相続税がかかる財産の明細書）」

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、

令和6年1月以降に相続が開始した相続税の申告書から各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化し、申告書作成に当たっての納税者や税理士の先生方の利便性の向上を図ることを目的として、相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を4種類の様式に分割したほか、合計表を追加するなどの改定を行いました。令和6年1月相続開始分以降の申告については、改訂した様式の使用をお願いいたします。

なお、この様式の改訂を反映した令和6年相続開始分の相続税e-Taxの運用は令和6年9月を予定しておりますので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「税について調べる」→「税目別情報」→「相続税・贈与税」→「相続税e-Tax（電子申告）に関するリーフレットを見る」

(5) 相続税e-Taxに関するリーフレット専用ページの改修について

(資産課税部門)

別添4「相続税e-Tax特設サイト」

国税庁ホームページの相続税e-Taxに関するリーフレット等を集約したページ「相続税e-Tax（電子申告）に関するリーフレット」を「相続税e-Tax特設サイト」に名称を変更するとともに、ホームページの内容を一部変更しましたので、ご承知おきください。

なお、国税庁ホームページに掲載している既存のバナーの名称についても「相続税 e-Taxお知らせ」から「相続税e-Tax特設サイト」に変更しましたので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「税について調べる」→「税目別情報」→「相続税・贈与税」→「相続税e-Tax（電子申告）に関するリーフレットを見る」

(6) 相続税e-Taxに関するリーフレットの改訂等について（資産課税部門）

別添5「税理士の皆さまへ 相続税e-Taxをご利用ください」

別添6「相続税の申告を税理士に依頼される方へ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」

別添7「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」

別添8「相続税申告の作成・提出についてよくある質問」

相続税のe-Tax利用拡大に向け、リーフレットを改訂しました。

別添5「税理士の皆さまへ 相続税e-Taxをご利用ください」については、税理士の先生方に相続税e-Taxを更にご利用いただけるようメリットや利用に当たってのポイントなどを記載しております。

特に、リーフレット表面上部にありますが、相続税e-Taxの利用件数は毎年増加しております。

なお、裏面中ほどに相続税e-Taxを利用した先生の体験談が記載されています。

この体験談では、相続税e-Taxを利用していただいた先生方のご意見を踏まえ利便性の向上を図った点について評価をいただいているところです。

今後も利便性の向上を図ってまいりますので、相続税e-Taxをまだ利用されていない先生におかれましては、ぜひ利用していただきますようお願いいたします。

別添6「相続税の申告を税理士に依頼される方へ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」は、納税者向けのリーフレットになります。納税者自身で利用者識別番号の確認や取得を行うよう働き掛けておりますので、ご承知おきください。

その他、相続税e-Taxホームページの構成等を一部変更し、別添7「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」の更新や別添8「相続税申告の作成・提出についてよくある質問」の内容を掲載しておりますので、ご承知おきください。

【参考】

別添7「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」の更新内容について、相続税e-Taxに係る添付書類の取扱いに変更はありませんが、これまで「所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）の写し」など、原則として提出する必要がない添付書類を、「任意で提出が可能な書類」と表記していました。現在は、「IV その他」の項目に「イメージデータ・書面ともに、原則、提出していただく必要はありません。」と記載内容を変更の上、e-Taxホームページに掲載しております。

【掲載場所】

（別添5、6）「ホーム」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「電子申告等関係」

（別添7）「e-Taxホーム」→「目的から探す」→「利用可能手続」→「相続税申告」

（別添8）「e-Taxホーム」→「お問い合わせ」→「よくある質問(Q&A)」

(7) 令和6年能登半島地震に係る「特定非常災害の発生直後の価額」（相続税・贈与税関係）を求めるための「調整率」の公開予定日について

(資産課税部門)

別添9「令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税に係る財産評価の概要）」

令和6年能登半島地震に係る「特定非常災害の発生直後の価額」（相続税・贈与税関係）を求めるための「調整率」は、7月1日（月）午前11時に公開することを予定しておりますので、ご承知おきください。

なお、評価方法等については、別添9「令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税に係る財産評価の概要）」をご覧ください。

(8) 「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」等の改訂について

(資産課税部門)

別添10「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」

別添11「定期借地権等の評価明細書」

令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の価額について、新たに個別通達（令和5年9月28日付課評2-74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達））が制定されたことに伴い、別添10「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」及び別添11「定期借地権等の評価明細書」が改訂されました。

なお、改訂された様式を、国税庁ホームページに掲載しておりますので、納税者等からの相談や居住用の区分所有財産の評価をされる際にご活用ください。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「税務手続の案内」→「B 2 財産評価関係」

(9) 令和6年度 税制改正のあらまし（資産課税関係）について（資産課税部門） 別添12「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和6年度税制改正のあらまし」

別添12「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和6年度税制改正のあらまし」を国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「譲渡・山林所得関係」→「税制改正のあらまし」

(10) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらましについて(資産課税部門)

別添13「『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』等のあらまし」

別添13「『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』等のあらまし」を国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「相続税・贈与税関係」→「相続税・贈与税の特例のあらましなど」

5 県税事務所からの連絡事項

電子申告・電子納税の利用促進について

別添14「県税事務所別電子申告利用率」

別添15「e L T A Xによるプレ申告データ等の確認方法について」